

# 妊娠おめでとうございます

## すくすく

## 子育てサービス



お問い合わせ先  
古平町役場 保健福祉課 健康推進係  
(古平すくすくセンター)  
TEL 0135-48-9839  
古平町お問い合わせフォーム



令和6年12月現在 古平町



# 古平町からのお知らせ



## 妊婦から乳幼児に関する相談窓口と内容早見表

| 場 所  | 相談・手続き  | 2次元<br>コード  | お問い合わせ         |
|--|---|---|----------------|
| 古平すくすく<br>センター<br>古平町子育て世代<br>包括支援センター<br><br>(役場保健福祉<br>課：古平町複合施<br>設かなえーる) | 妊娠の届出・母子健康手帳の交付など P1<br>妊婦健診関係 P1<br>妊産婦の教室・相談関係 P2<br>妊娠中の保健・栄養相談 P2<br>妊娠中の転出 P2<br>未熟児養育支援制度など P5<br>子どもの健診 P6<br>子どもの食事・栄養に関する相談 P7<br>予防接種 P7<br>フッ素塗布・子どもの歯の健康 P8<br>子どもの発育・発達に関する相談 P9<br>巡回児童相談・療育相談 P9 |    | TEL<br>48-9839 |
| 役場町民課<br>(古平町複合施設<br>かなえーる)  | 出生届 P3<br>出産育児一時金制度 P3<br>国民健康保険関係 P3<br>子ども医療費助成制度 P4<br>児童手当 P4<br>チャイルドシート購入助成制度 P4<br>新生児祝品贈呈事業 P4  |  | TEL<br>48-9838 |
| 子育て支援<br>センター<br>(幼児センター内)   | 子どもとの接し方や育児方法等 P8   |  | TEL<br>42-4151 |
| 幼児センター<br>みらい  | 認定こども園への入園 P10  |  | TEL<br>42-2649 |



# 妊娠から出産まで

(古平すくすくセンター)



## ■妊娠の届出と母子健康手帳の交付

- \* **妊娠届出書**（受診した医療機関で発行）を役場保健福祉課までお持ちください。
- \* **妊婦さんが**受け取るもの：母子健康手帳

## ■妊産婦健康診査

妊婦さんが安全・安心な妊娠・出産ができるよう、妊婦健診の助成をしています。

- \* **助成内容：妊婦一般健康診査 14 回分 ・ 超音波検査 11 回分 ・ 産婦健康診査 2 回分**  
3 回に分けてお渡しいたします
- 妊娠届出時 1 回 ～ 4 回（妊娠 20 週前後まで） 超音波検査 11 回
- 妊娠中期 5 回 ～ 8 回（妊娠 30 週前後まで）
- 妊娠後期 9 回 ～ 14 回（妊娠 39 週前後まで） 産婦健診 2 回（産後 2 週頃・ 4 週頃）

## ■新生児聴覚検査

赤ちゃんの聴覚障害の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査費用を助成しています。

- \* **助成内容：新生児聴覚検査(初回検査) 1 回**
- \* 妊娠届出の際に、新生児聴覚検査受診票を発行します。

### 注意

妊産婦健康診査・新生児聴覚検査は里帰り等で道外の医療機関を利用する場合に受診票が使用できない場合がありますので、事前にご相談ください。

## ■妊産婦交通費支援助成制度

古平町では、産科を備えた医療機関がないため、通院負担が少しでも軽減されるよう、通院のための交通費支援助成を行っています。里帰りの際にも、最寄りの医療機関までの距離によって、通院費（25 km 以上）や宿泊費（50 km 以上）の対象になる場合があります。

- \* **助成内容：通院 1 回につき、2,000 円を助成**  
最大妊婦健康診査 14 回まで・出産時通院 1 回限り・産婦健康診査 2 回まで
- \* 手続きには **印鑑・通帳が必要**ですのでご持参ください。
- \* 通院した翌月に指定していただいた口座へ助成金を振り込みます。
- \* 途中で金融機関や口座名義人など振込先に変更があった場合は、ご連絡ください。

## ■出産応援給付金（伴走型相談支援）

妊娠中期に、お体の様子や妊娠・出産についてお話を伺います。これからの生活について相談や必要なサービスをご案内します。

- \* **給付額：5 万円**

## ■妊産婦相談・教室

- \* 妊婦相談 : 保健師・栄養士が相談に応じます。お電話でお問い合わせください。

## ■妊娠中毒症療養援護費

以下の条件に当てはまる方には入院費の一部が支給されます。町保健師までご相談ください。

- \* 次に掲げる疾病により、7日以上入院された妊産婦で前年度の所得税額が3万円以下の方が対象となります。(対象疾病：妊娠高血圧症候群・糖尿病・貧血・産科出血及び心疾患)

## ■妊娠中の転出

古平町から転出された場合は、転入先の市町村保健師へ妊娠している旨を伝え、転入先市町村での妊婦に関する支援制度の説明を受けるようにしてください！！

- \* 古平町で発行された**妊婦健診受診票**は、転出したその日から使用できなくなります。なお、健診の助成回数については、都道府県、市町村毎に異なります。転出先で新たに手続きが必要となります。
- \* **交通費支援助成**は、転出する日までが助成対象となります。なお、**交通費支援助成**は古平町独自の事業であるため、転出先の市町村によっては助成がない場合があります。

## 栄養士より



赤ちゃん和妈妈の食生活についてサポートします。  
つわり・妊娠中毒・便秘・体重管理等について、お気軽にご相談ください。

マタニティー生活や出産の準備は進んでいますか？  
出産の準備や沐浴の練習等について、気軽に相談してください。

- ◆初めての妊娠・出産のためのおすすめサイト  
⇒赤ちゃん&子育てインフォ



## 保健師より





# 出産後の手続き (町民課)



## ■出生の届出

- \* 赤ちゃんが生まれたら **14 日以内**に出生届を役場町民課に届け出ましょう。
- \* 母子健康手帳に町長の証明を受けてください。
- \* 出生届けは、住所地・本籍地以外の市町村でも届出が可能です。
- \* 届出に必要なもの：出生証明書・出生届、母子健康手帳、届出者の印鑑（認印可）
  - ・出生届出書の右半分が出生証明書、左半分が出生届となっています。
  - ・出生証明書は、医師や助産師が証明したものが必要であり、病院でもらえます。
  - ・出生届出書は役場窓口にも備え付けています。

## ■出産育児一時金制度

- \* 国民健康保険の被保険者が出産した場合に支給されます。
- \* 世帯主に支給されます。支給額は 50 万円です（差額は自己負担となります）。
- \* 医療機関での支払いについては、医療機関の窓口へご確認ください。
- \* 出生届を提出した後に手続きを行ってください。
- \* 届出に必要なもの：母子健康手帳、印鑑、健康保険証、口座番号のわかるもの、領収書及び明細書、妊娠 85 日以上の子死産・流産の場合は埋葬許可書の写し

## ■出産育児一時金受取代理制度

病院を受取代理人に指定することにより、被保険者の窓口負担を少なくするものです。

- \* 制度を利用すると、50 万円を上限として古平町国民健康保険から病院等に出産費として出産育児一時金を支払います。**被保険者は窓口で出産費が 50 万円を超えた場合のみ、その差額を支払う**こととなります。  
**出産費が 50 万円を超えなかった場合は**、出産費と 50 万円との差額を世帯主の口座に振り込みます。
- \* 役場窓口を設置してある申請書により申請してください。
- \* 支給対象は、出産予定日まで 1 ヶ月以内である被保険者で次の要件を満たす方です。
  - ・出産育児一時金の支給が見込まれること
  - ・医療機関等から出産育児一時金の受領の権限について委任の同意を得ていること
  - ・国民健康保険税に未納がないこと
- \* 届出に必要な物：領収書及び明細書（産科医療補償制度の確認・代理受領等の確認ができる物、助産師制度等その他助成がある場合は写し）



## ■子ども医療費助成制度

お子様が医療機関で受診（入院・外来）したときの自己負担の全額を町が助成します。  
お子様が0歳から高等学校終了（18歳到達の年度末）までが対象です。

- \* 助成を受ける前に、**子ども医療費受給者証**の交付を受けるための**事前申請が必要**です。  
出生届や転入時等に手続きを行ってください。
- \* 所得制限はありません。
- \* 手続きに必要なもの：健康保険の情報が確認できるもの、印鑑、受給資格要件の確認に係る同意書（役場にあります）所得・課税証明書（同意書を提出していただいた場合で、役場に備え付けの公簿等で確認できる場合は提出の必要はありません）

## ■児童手当

お子様が0歳から高校生年代（18歳到達後の年度末）までが対象です。

- \* 子ども一人につき、次の金額が支給されます。
  - ・ 3歳未満 : 月 15,000 円
  - ・ 3歳以上高校生年代までの第1子、第2子 : 一律 月 10,000 円
  - ・ 高校生年代までの第3子以降 : 一律 月 30,000 円
- \* 偶数月にそれぞれの前月及び前々月分が支給されます。
- \* 指定できる口座は、口座名義人が児童手当の「受取人」となる方の口座以外は利用できません
- \* 第3子の数え方は生計費負担のある22歳の年度末までの方をカウントします。  
（例：1子23歳2子15歳3子10歳⇒月2万、1子21歳2子17歳3子5歳⇒月4万）

## ■チャイルドシート購入助成制度

古平町交通安全協会では、1歳未満の乳児の養育者や出産予定者を含む会員の方にチャイルドシートの費用助成を行っています。（申請時に加入手続きもできます。）

- \* 乳児1名につき1台、1回限り購入金額（税含む）の1万円以内の範囲を助成します。
- \* 助成を受ける場合は、古平町交通安全協会に加入していただく必要があります。  
加入費1,000円が必要になります。
- \* 助成申請は、購入後の申請となります。購入した際の領収書と保証書、印鑑、口座の確認ができるものが必要となります。

## ■新生児祝品贈呈事業

『生まれてきてくれてありがとう』という気持ちを込めて、古平町から新生児に名前入りのイスを贈呈する事業です。申請は不要で、町から保護者の方に贈呈日の日程調整のご連絡を差し上げます。贈呈の際には、写真撮影を行い、広報ふるびらにお名前と写真を掲載させていただきます。



# 出産後の手続き (古平すくすくセンター)



## ■子育て応援給付金 (伴走型相談支援)

新生児(乳児)訪問の際に、出産、子育ての様子を伺い、これからの生活についての相談や必要なサービスをご案内します。

\* 給付額: 5万円 (一人につき)

## ■未熟児養育支援制度

身体の発達が未熟児として生まれ(出生体重が2,000g以下等)、入院を必要とする赤ちゃんを指定医療機関で治療する未熟児養育医療の制度があります。

医療費は社会保険等が負担した残りの額を道が負担しますが、保護者等の所得によって自己負担があります。

妊娠・出産・子育ては一人ではできません。

パパの協力が必要です。

でも、いざ「パパになる」と言われても、具体的なイメージができないかもしれません。それは、ママも同じこと。

子どもが生まれたらどんな生活が待っているのか、夫婦で話をしてみましょう。

保健師より



## パパの積極的な子育ては 家族みんなに良い影響が!

### パパ

- ★子供の成長を実感できる
- ★ママとのコミュニケーションがとれる
- ★視野が広がる



### ママ

- ★育児の負担が軽くなる
- ★パパへの信頼感が強くなる
- ★共働きの場合  
仕事の復帰がスムーズになる

### 赤ちゃん

- ★のびのび育つ
- ★体験の幅が広がる
- ★お世話してくれる人が増える



## 育児の応援・健診(古平すくすくセンター)



### ■新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら保健師が訪問して、お母さんと赤ちゃんの健康状態等を確認させていただきます。育児についての悩み事など、お気軽にご相談ください。

町の保健師が退院後、ご連絡いたします。

- \* 訪問時には、母子健康手帳をご用意ください。
- \* 里帰り中の方は、里帰り先への訪問または、里帰り後に訪問させていただくことがあります。
- \* 入院中の状況及びお母さんの希望によっては、栄養士が同行訪問することもあります。

### ■産後ケア事業

出産後の育児相談や、医療機関等での支援(乳房ケア・心理的ケア等)にかかる費用の一部を助成しています。1回につき5千円を上限に、2回まで利用できます。利用を希望する場合は、町保健師までご相談ください。

### ■乳幼児健康診査

病院での1カ月健診が終わったら、町での健診が始まります。

- \* 対象：乳児前期(3~5カ月児)・乳児後期(8~10カ月児)・1歳6カ月児・3歳児・5歳児  
場所・時間など詳しいことは対象の方に、個別にご案内します。
- \* 内容：小児科医による内科診察  
歯科医師による歯科診察(1歳6カ月児・3歳児・5歳児)  
発育発達・育児相談  
栄養相談(離乳食や偏食、おやつなど)



### ■乳幼児健康相談

町の保健師・栄養士による健康相談を行っています。

- \* 対象：1歳児・2歳児  
場所・時間など詳しいことは対象の方に、個別にご案内します。
- \* 内容：発育発達・育児相談  
栄養相談(離乳食や偏食、おやつなど)
- \* 医師・歯科医師の診察はありません。

子育てを助ける制度はいろいろあります。申請しなければいけないため、分かりづらいこともあります。賢く利用しましょう。解らないことがあれば、ご相談ください。



## ■子どもの食事について

栄養士による子どもの栄養相談です

- \* 乳幼児健診：乳児前期のお子さんは離乳食のお話があります。
- \* みんなの広場：曜日を決めて栄養士が参加します。
- \* 来所・家庭訪問：個別で具体的な相談を行います。



離乳食などお子さんの食事についてはママの悩みはたくさんあります。決まった答えはありません。一緒に考えていきましょう。

◆ 離乳食に関するおすすめサイト  
⇒ 赤ちゃん&子育てインフォ



## ■予防接種

古平町では、**以下の内容の予防接種**が無料で受けられます。

- \* 予防接種の受け方・予診票などについては、新生児訪問の際にご説明します。
- \* 対象となる予防接種
  - ・ BCG ワクチン（肺結核）：1 歳未満
  - ・ 5 種混合ワクチン：生後 2～90 カ月未満  
（ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ・H i b）
  - ・ 小児肺炎球菌ワクチン：生後 2 ヶ月～5 歳未満
  - ・ 麻しん・風しん混合ワクチン：（Ⅰ期）1 歳～2 歳未満、（Ⅱ期）5 歳～7 歳未満
  - ・ 水痘ワクチン（水ぼうそう）：1 歳～3 歳未満
  - ・ ロタウイルスワクチン：1 価 生後 6 週～24 週（2 回接種）  
5 価 生後 6 週～32 週（3 回接種）
  - ・ 日本脳炎ワクチン：（Ⅰ期）生後 6 ヶ月～90 ヶ月未満  
（Ⅱ期）9 歳～13 歳未満
  - ・ B 型肝炎ワクチン：1 歳未満
  - ・ 子宮頸がんワクチン：12 歳～16 歳
- \* 麻しん・風しん混合ワクチンⅡ期、二種混合ワクチン、日本脳炎ワクチンⅡ期については、対象年齢になりましたら、案内文を送付します。
- \* 予防接種の予診票が受診券の代わりになります。
- \* 予防接種の進め方については、担当医とご相談ください。
- \* 対象年（月）齢を過ぎると、接種料金は自己負担となりますので、期間内に接種するようご注意ください。

生まれてから 1 年の間に 15 回の予防接種があります  
詳しくはこちらをご覧ください  
赤ちゃんの予防接種スケジュール（ワクチン.net）



## ■フッ素塗布

虫歯対策の一環として、歯質強化のためフッ素塗布事業を行っています。

- \* 対象：おおむね1～3歳児（上歯4本生え揃ったら塗布可）
- \* 場所：①乳幼児健診会場（5月8月11月2月）  
②幼児センターみらい（年2回 春・秋）
- \* 対象者には、受診券をお送りします。
- \* 歯科医師による歯科診察の後に、歯科衛生士よりフッ素ジェルを歯に塗布します。
- \* 4歳以上のお子さんは幼児センターでフッ素洗口を行っています。  
（フッ素洗口とはフッ素の入った洗口水でうがいをすることで、歯の質を強くします。）

フッ素塗布・フッ素洗口は、歯の質を強くするためであり、虫歯にならないというわけではありません。

虫歯予防で大切なのは、★仕上げ磨き、★規則正しい食習慣です。

定期的に歯科健診を受けることも虫歯予防になります。

HA HA HA パーク（ライオン）



歯の健康 基本のき（KAO）



## ■子育て支援センター

子育て支援センターは、親子が自由に遊べる場所です。

- \* 対象：0歳児～小学校入学前の乳幼児と保護者
- \* 子育て支援センターの利用は、**登録制**です。随時、登録受付を行っています。
- \* 子育て支援センターでは、以下のようなことを行っています。
  - 『みんなの広場』…センターの遊具や絵本などで自由に遊べます。  
保育士による手遊び、絵本の読み聞かせの時間もあります。  
実施日：火・木曜日 10時～11時30分
  - 『行事の広場』…誕生会や季節に合わせた行事を行います。（遠足・クリスマスなど）  
実施日：月1～2回 10時～11時30分
  - 『子育て・育児相談』…子どもについて心配なこと、不安なこと、どんなことでもお気軽にお話し下さい。  
電話相談：月～金曜日 10時～16時  
面接相談：事前にお電話ください

\* 詳しいお問い合わせは『子育て支援センター』までご連絡ください。

電話 0135-42-4151





# 育児で困ったら



## 育児に関する各種相談窓口

### ■育児相談

保健師・栄養士が相談に応じます。

- \* 対象：古平町にお住まいのお子さんと保護者
  - \* お子さんに関して心配なことがあるときは、お気軽にご相談ください。
- 古平すくすくセンター ☎ 0135-48-9839  
古平町お問い合わせフォーム



### ■療育相談（北後志母子通園センター）

- \* お子様の発育・発達で心配なこと、気になること等の相談に応じます。
  - \* 対象：小学校入学前の幼児と保護者
  - \* 必要な方は、定期的に通園することもできます。
- 相談を希望される方は、町保健師にご連絡ください。
- \* 北後志母子通園センター：余市町富沢町5丁目13番地 余市町福祉センター内  
☎ 0135-23-6894

### ■巡回児童相談

- \* 北海道中央児童相談所の相談員・心理判定員が、お子様の発育・発達の相談に応じます。
  - \* 対象：幼児～18歳未満のお子様と保護者
  - \* 古平・積丹地区で年2回の実施となります。
- 詳しくは町広報でお知らせします。
- \* 直接、北海道中央児童相談所（札幌市中央区）へご相談に行くこともできますのでその際は下記までご連絡ください。
  - \* 北海道中央児童相談所：札幌市中央区円山西町2丁目1-1  
☎ 011-631-0301

### ■主任児童委員

- \* 地域の児童委員が、子どもや子育て・家庭からの悩みや相談に応じます。
- \* 対象：全町民
- \* 役場町民課社会福祉係 48-9838 までお問い合わせください。

気になることを一人で抱えていませんか？誰かに打ち明けることで解決の方法も見えてくる事があります。子供は未来の宝です。みんなで協力して育てていきましょう。





# 子どもを預けたい



## ■認定こども園 ふるびら幼児センターみらい

- \* 「認定こども園ふるびら幼児センターみらい」は、幼稚園的な機能（幼児教育）を備えた保育所です。
- \* 対象：①長時間保育：生後6ヵ月～小学校就学前まで  
②短時間保育：満3歳児以上（その年度の4月1日現在）
- \* 利用時間：①長時間保育：午前7時30分～午後6時まで  
②短時間保育：午前8時30分～午後1時まで
- \* 入園希望や詳細などについては、直接幼児センターみらいへお問い合わせください。  
幼児センターみらい：☎ 42-2649



子どもにとっての幸せ  
は、お父さんとお母さん  
の笑顔だよ!!

